

# フランス差別禁止政策の新展開 — 「反差別闘争及び平等のための高等機関」を中心に —

New Development of Antidiscrimination Policy in France : with a Focus on  
“The High Authority for the Fight against Discrimination and the Equality

窪 誠  
(Makoto KUBO)

## 研究成果の概要

フランス差別禁止政策は、欧州連合（EU）による差別禁止政策の影響を受けて、大きく変化しつつある。二〇〇四年一二月、フランス政府は「反差別闘争及び平等のための高等機関（以下、高等機関）」を設立した。この設立過程で作成されたある報告書は、その機関設立にあたってフランスの差別禁止政策の特徴をまとめている。本稿は、この報告書および新たに設立された高等機関等機関の検討を通して、フランス差別禁止政策の性格を理解するとともに、その課題を検討する。

報告書は、第一部「法的枠組み」において、差別禁止の国際的枠組みおよび国内的枠組みを示す。まず、前者について、その見出しを「国際機関による牽引的役割」としていることが注目される。国際連合をはじめとするさまざまな国際機関のもとで採択された条約が、国内制度改革の牽引的役割を果たしてきたことが報告される。次に、後者の国内的枠組みにおいて、「一七八九年フランス人権宣言」、憲法、刑法、労働法などの分野における差別禁止の取り組みが報告される。

以上の法的枠組みを前提としながらも、報告書第二部ではそのタイトル「フランスの反差別闘争施策：錯綜した状況」が示すように、現行の対策に対して消極的な評価をしている。最大の問題は、現行の制度に対する利用者のニーズが少ないということではない。それとはまったく逆に、増大するニーズが確認されながらも、肝心の制度が対応できていないことを、報告書は反省しているのである。そうした反省を踏まえて、報告書は新たな独立行政機関の設立を答申する。

次に、本稿は設立された高等機関の構成、権限、機能を検討する。確かに、高等機関の設立によって、禁止される差別の範囲が、性的指向や心身障害に拡大されることになったことは、大きな前進である。とはいえ、この機関に批判がないわけではない。たとえば、高等機関の財政基盤の弱さが指摘されている。また、諸人権団体の要求が取り入れられていないも批判されている。とりわけ、非刑事訴訟における立証責任の被害者側から加害者側への転換、裁判所内における差別禁止部門の設置、差別禁止のための一層強制力ある措置などの要求が取り入れられていないというのである。

確かに、フランスには差別を禁止する法律が数々存在し、すでに人権保護に関わる独立行政機関も活動している。上で見たように、報告書が明らかにした最も重要な問題は、既存の制度が、差別の訴えの増加を確認しながらも、効果的な対応ができていないことである。この問題指摘に対して新たな独立機関を設置することは、必ずしも論理的に整合しない。日本においても国レベルで人権委員会の設置が検討されているが、このフランスの経験は、日本における将来の人権委員会の機能を考察する上で重要な教訓を与えるものと言えよう。（以上）